

堺基署発 1021 第 3 号
令和 4 年 10 月 21 日

委託事業場
代 表 者 殿

堺労働基準監督署長

有償ボランティア作業者の労働者性の判断確認について（お願い）

時下、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素より労働基準行政の運営につきまして、ご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、委託事業場が有償ボランティア作業者との契約において、仕事の依頼、業務従事の指示に対する諾否、業務内容や遂行方法に対する指揮命令の有無、拘束性の有無及び代替性の有無などから、その契約が、労働基準法の適用のある労働者としての労働契約になっている場合があります。

そのため、今一度、貴社と契約を締結している作業者が、労働基準法の適用のある労働者であるかを判断して頂きたく、その判断のためのリーフレットを作成しました。

つきましては、このリーフレットを活用し、有償ボランティア作業者が労働基準法の適用のある労働者でありましたなら、速やかに、労働保険の成立手続きを行っていただきますようお願いいたします。また、作業者が労働者である場合、労働基準法だけでなく、労働者災害補償保険法、労働安全衛生法及び最低賃金法などの各法律が適用されることとなります。

労働者性の判断のためのリーフレットの他にも、関連するリーフレットをご用意いたしましたので、参考にして頂きますよう併せてお願いいたします。

なお、ご不明なことがございましたら、当署までお問い合わせください。

堺労働基準監督署

堺市堺区南瓦町 2 番 29 号

堺地方合同庁舎 3 階

監督・方面 072-340-3829

安全衛生課 072-340-3831

労災補償課 072-340-3835

労働者を有償ボランティアとして取り扱っていませんか？

事業運営にあたって、ボランティアを活用するケースがありますが、労働基準法上で定める労働者の判断にあたっては、その名称に関係なく、その実態から判断することになります。そのため、ボランティアとして取り扱っていても、労働基準法上の労働者に該当する場合は、最低賃金法や労働基準法等の関係法令の適用を受けることになるので注意が必要となります。つきましては、ボランティアを活用されている事業者の方におかれましては、以下の判断基準を参考として、ボランティアの労働者性について確認をお願いします。

労働者性の判断基準

※事業に「使用される者」か否か、その対償として「賃金」が支払われるか否かによって判断されます。

1 「指揮監督下の労働」に関する判断基準

仕事の依頼、業務従事の指示に対する諾否の自由の有無
⇒ 諾否の自由がなければ、指揮監督関係を推認させる重要な要素となります。

業務内容や遂行方法に対する指揮命令の有無
⇒ 具体的な指揮命令があるときは、指揮監督関係の基本的かつ重要な要素となります。

拘束性の有無
⇒ 勤務場所や勤務時間を指定し、管理している場合には、指揮監督関係の基本的な要素となります。

代替性の有無
⇒ 本人に代わって他の者が労務を提供することや本人が自らの判断で補助者を使うことが認められていない場合には、指揮監督関係を補強する要素となります。

2 「報酬の労務対償性」に関する判断基準

時間給等報酬の性格が一定時間労務を提供していることへの対価と判断できる場合には、使用従属性を補強する要素となります。



Q&A

Q1 表面の判断基準の内、1つでも該当するものがあれば、労働者に該当することになるのですか？

A1 労働者性の判断にあたっては、表面の判断基準に基づき総合的に判断することになります。そのため、1つでも該当する基準があることをもって労働者と判断されるものではありません。詳細については堺労働基準監督署へご相談ください。

Q2 ボランティアとして書面等で契約している者であっても労働者と判断されることになるのですか？

A2 労働者性の判断にあたっては、名称に関係なく実態で判断することになります。

Q3 現在活用しているボランティアが労働者に該当する場合、監督署での手続きは必要ですか？

A3 労働者を一人でも雇用している事業主については、監督署において労働保険関係成立手続きが必要となります。また、大阪府内の会社で働く労働者については、大阪府最低賃金額以上の支払いが必要となります。詳細については堺労働基準監督署へご相談ください。

相談窓口

堺労働基準監督署

所在地 : 堺市堺区南瓦町2-29

連絡先 : 072-340-3829 (監督係)

開庁時間 : 8:30~17:15 (月~金)